

訓令名	理由	要旨
<p>奈良県教育委員会の権限に属する事務の教育長専決に関する規程の一部を改正する訓令</p>	<p>職員の任免、分限、懲戒処分のうち、教育長に専決させることができる職員の範囲を変更するため、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>1 職員の任免等に係る教育長専決の範囲の変更 事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免、分限、懲戒処分のうち、教育長が専決できない職員の範囲を以下のとおりに変更する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 事務局の理事、教育次長、課長及び室長、 イ 教育委員会の所管に属する学校の校長 ウ 奈良県立教育研究所の所長及び副所長並びに奈良県社会教育センター及び奈良県立同和問題関係史料センターの所長 エ 県費負担教職員のうち校長 <p>(第2条関係)</p> <p>2 施行期日 令和3年4月1日から施行する。</p> <p>(改正附則関係)</p>

奈良県教育委員会の権限に属する事務の教育長専決に関する規程（昭和五十三年七月奈良県教育委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から施行する。

令和三年 月 日

奈良県教育委員会教育長 吉田育弘

第二条第一項第二号を次のように改める。

- 一 規則第二条第一項第八号に掲げる事項のうち次のアからエまでに該当する者以外の者の任免、分限、懲戒処分
 - ア 事務局の理事、教育次長、課長及び室長
 - イ 委員会の所管に属する学校の校長
 - ウ 奈良県立教育研究所の所長及び副所長並びに奈良県社会教育センター及び奈良県立同和問題関係史料センターの所長
 - エ 法第三十七条第一項に規定する県費負担教職員のうち校長

改正案	現行
<p>(専決事項)</p> <p>第二条 委員会は、奈良県教育委員会の権限に属する事務の一部委任と臨時代理に関する規則（昭和二十八年八月奈良県教育委員会規則第八号。以下「規則」という。）第二条第一項各号に掲げる事務のうち次の各号に掲げる事項を教育長に専決させるものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 <u>規則第二条第一項第八号に掲げる事項のうち次のアからエまでに該当する者以外の者の任免、分限、懲戒処分</u></p> <p>ア <u>事務局の理事、教育次長、課長及び室長</u></p> <p>イ <u>委員会の所管に属する学校の校長</u></p> <p>ウ <u>奈良県立教育研究所の所長及び副所長並びに奈良県社会教育センター及び奈良県立同和問題関係史料センターの所長</u></p> <p>エ <u>法第三十七条第一項に規定する県費負担教職員のうち校長</u></p> <p>三〜五 略</p> <p>2 略</p>	<p>(専決事項)</p> <p>第二条 委員会は、奈良県教育委員会の権限に属する事務の一部委任と臨時代理に関する規則（昭和二十八年八月奈良県教育委員会規則第八号。以下「規則」という。）第二条第一項各号に掲げる事務のうち次の各号に掲げる事項を教育長に専決させるものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 <u>規則第二条第一項第八号に掲げる事項のうち事務局の課長補佐と同等以上の職にある者以外のものの任免、分限、懲戒処分</u></p> <p>三〜五 略</p> <p>2 略</p>